

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……一
- 宅地建物取引業法による行政処分……(同)……一
- 建築基準法による道路位置の指定の取消し………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定………(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 国民健康保険組合規約の一部変更届出………三
- …(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……三
- 土砂災害警戒区域等の指定の解除………三
- …(建設局河川部指導調整課)……三
- 土砂災害警戒区域の指定………(同)……四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………五
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要………(同)……五
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定………(水道局)……五
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止………(同)……六

告示

●東京都告示第三十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成三十一年一月二十八日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社アシスト
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 昌明
 - (三) 主たる事務 所 豊島区南大塚二丁目十一番十号ミモザビル三階
 - (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八六四五号
 - (五) 免許年月日 平成二十七年十二月十八日

●東京都告示第三十三号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 被処分者
 - (一) 商号 株式会社パディ
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 藤原 寿豊

(三) 主たる事務 港区赤坂二丁目二十一番八号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九八〇二〇号

(五) 免許年月日 平成二十七年六月二十六日

二 処分年月日 平成三十年十二月二十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

一 被処分者

(一) 商号 株式会社レイキャピタル

(二) 代表者氏名 代表取締役 林 卓

(三) 主たる事務 所 千代田区神田小川町二丁目一番地七

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六七一四号

(五) 免許年月日 平成二十六年六月十三日

二 処分年月日 平成三十年十二月三十一日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十六条第一項第九号

●東京都告示第三十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

取消しに係る
道路の種類

取消年月日

取消しに係る
道路の位置

取消しに係る
道路の延長及
び幅員(単位
メートル)

法第四十二条
第一項第五号
の規定による
道路

平成三十年
十二月十七
日

福生市大字福
生字武蔵野二
千四百七十二
番三、同番四、
同番六及び同
番十から同番
十二までの各
一部、二千四
百七十三番三
並びに同番四、
同番七及び同
番八の各一部、
同番九、同番
十、同番十一
の一部、同番
十二並びに同
番十五及び同
番十九の各一
部、同番二十
から同番二十
二まで並びに
同番二十三及
び同番二十四
の各一部、同
番二十六、同
番三十二並び
に同番三十三
及び同番三十
八の各一部、
同番四十並び
に二千四百七
十六番一、同
番四、同番六

延長
二六・二
三六・八
幅員
四・〇
一四・二

●東京都告示第三十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十五日

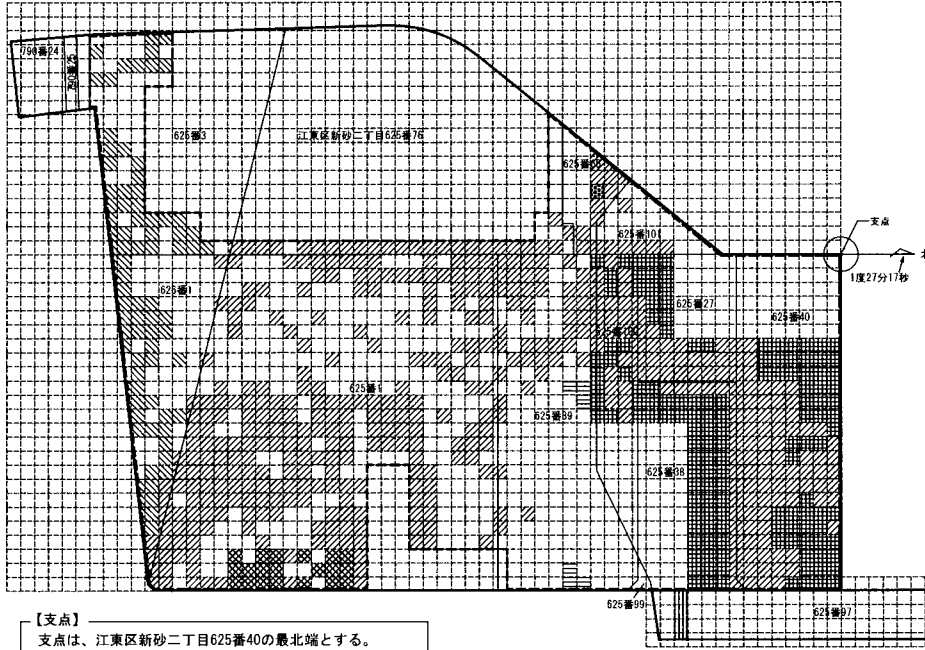
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新砂二
丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 鉛及びその化合物

及び同番七の
各一部

別図



- 【凡例】
- : 単位区画
 - : 敷地境界
 - : 調査対象地
 - : 筆境界
 - ▨ : 形質変更時要届出区域
(この告示により指定する区域)
 - ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第831号により指定した区域)
 - ▧ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第676号により指定した区域)
 - ▦ : 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第1853号により指定した区域)
 - ▥ : 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第975号により指定した区域)
 - ▤ : 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1830号により指定した区域)
 - ▣ : 形質変更時要届出区域
(平成27年東京都告示第1830号により指定した区域のうち、規則第58条第5項第11号に該当する区域)

【支点】
支点は、江東区新砂二丁目625番40の最北端とする。

【格子の回転角度(1度27分17秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第四項の規定により、東京建設業国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

変更事項 変 更 前 変 更 後 変更年月日
 事務所の 東京都渋谷区渋谷 東京都渋谷区南 平成三十一年
 所在地 谷一丁目十番十 平台町十六番二 年一月十五
 二号 十八号 グラス 日
 シティ渋谷七階

●東京都告示第三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七條第六項及び第九條第八項の規定に基づき、平成二十六年東京都告示第三百九十二号により指定した土砂災害警戒区域並びに平成二十七年東京都告示第千五百十三号により指定した土砂災害特別警戒区域並びに平成三十年東京都告示第三百七十五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	上小山田町 下小山田町	209003-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	本町田	209012-K084		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
町田市	上小山田町	209003-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり
	本町田	209012-K084			

●東京都告示第三十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。
 なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び町田市役所において縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小池 百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
町田市	上小山田町 下小山田町	209003-K042	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十一年一月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 テックランド八王子高尾店
二 店舗所在地 八王子市狭間町千四百五十六番地
三 設置者名 住友商事株式会社
四 設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号
五 変更前の店舗名 (仮称)八王子市高尾店舗計画
六 変更後の店舗名 テックランド八王子高尾店
七 変更前の店舗所在地 八王子市狭間千四百五十六番地
八 変更後の店舗所在地 八王子市狭間町千四百五十六番地

九 変更前の設置者住所 中央区晴海一丁目八番十一号

十 変更後の設置者住所 千代田区大手町二丁目三番二号

十一 変更前の設置者の代表者名 中村 邦晴

十二 変更後の設置者の代表者名 兵頭 誠之

十三 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定

十四 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機

十五 変更日 平成三十年九月十八日ほか

十六 届出日 平成三十年十一月二十八日

十七 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十八 縦覧期間 平成三十一年一月十五日から同年五月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十九 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり

意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年一月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称)稲城小田良SC計画

二 店舗所在地 稲城市大字坂浜、大字平尾（小田良土地区画整理地区内）

三 設置者名 野村不動産株式会社

四 意見

ア 聴取者 稲城市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年十二月二十日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成三十一年一月十五日から同年二月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月十五日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九七八四 株式会社 岡野 光延 足立区東和 平成三十一年一月二十七日
ミタリア 二丁目八番 一〇五

九七八五	音喜多設 備	音喜多 誠	北区王子本 町二丁目八 番八号	同日
九七八六	山崎工業 株式会社	山崎 恒典	江戸川区南 篠崎町一丁 目十五番二 十号	同日
九七八七	須藤工業 株式会社	須藤 隆郎	神奈川県横 浜市鶴見区 鶴見中央三 丁目二十番 九号	同日
九七八八	島崎設計	島崎美緒子	西東京市中 町二丁目二 番三号	同日
九七八九	有限会社 阿久津設 備工業	阿久津能彦	狛江市岩戸 南四丁目十 五番九号	同日
九七九〇	株式会社 アズクリ エイテイ ブ	河北 裕介	愛知県名古屋市中区錦 二丁目五番 十二号パシ フィックスク クエア名古屋錦ビル三 階	同日
九七九一	株式会社 お住まい ファシリ ティーズ	森崎 貢	八王子市東 中野六百四 番地一	同日
九七九二	タカムラ 水道設備 合同会社	高村 憲章	清瀬市元町 一丁目三 三〇二	同日
九七九三	株式会社 エム・ト ラスト	三科 正徳	八王子市大 塚六百二十 四番地一サ	同日

九七九四	さくま住 設工業	佐久間優行	神奈川県横 浜市都筑区 早瀬一丁目 十一番二十 八号	同日
九五六〇	指定番号 商号	代表者	住所	廃止年 月日
九五六〇	アリカ建 設株式会 社	新倉 明	埼玉県所沢 市北野一丁 目二十五番 地の十	平成三十 年六月十 三日
五七五〇	東京富士 サービス 株式会社	白柳 剛	葛飾区東新 小岩六丁目 八番十五号	同年十月 四日
四三	株式会社 秋葉商会	秋葉 進	港区新橋三 丁目三番五 号	同月二十 三日
三九〇七	株式会社 ヤマト住 設工業	小林 信行	目黒区大岡 山二丁目六 番十五号	同月二十 九日
八九三二	R&R設 備工業	大和田隼人	足立区梅島 一丁目三十 六番五号シ	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に
ついて
水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の
七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次
のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十一年一月十五日

東京都水道局長 中嶋 正 宏

ルトクレ
テII二〇一

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

